

第7章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧事業

北海道及び関係市町は、住民の生活安定、社会経済活動の早期回復を目指し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業を実施する。

<公共施設の災害復旧事業の種類例>

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防施設
 - (4) 林地荒廃防止設備
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁業
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 9 学校教育施設災害復旧事業
- 10 社会教育施設災害復旧事業
- 11 その他災害復旧事業

第2節 激甚法による災害復旧事業

北海道及び関係市町は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

＜激甚法による財政援助＞

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 河川等災害復旧助成事業 ○ 河川等災害関連事業 ○ 河川等災害特定関連事業 ○ 河川等災害関連特別対策事業 ○ 特定小川災害関連環境再生事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 災害復興方針の決定

1 災害復興方針の原則

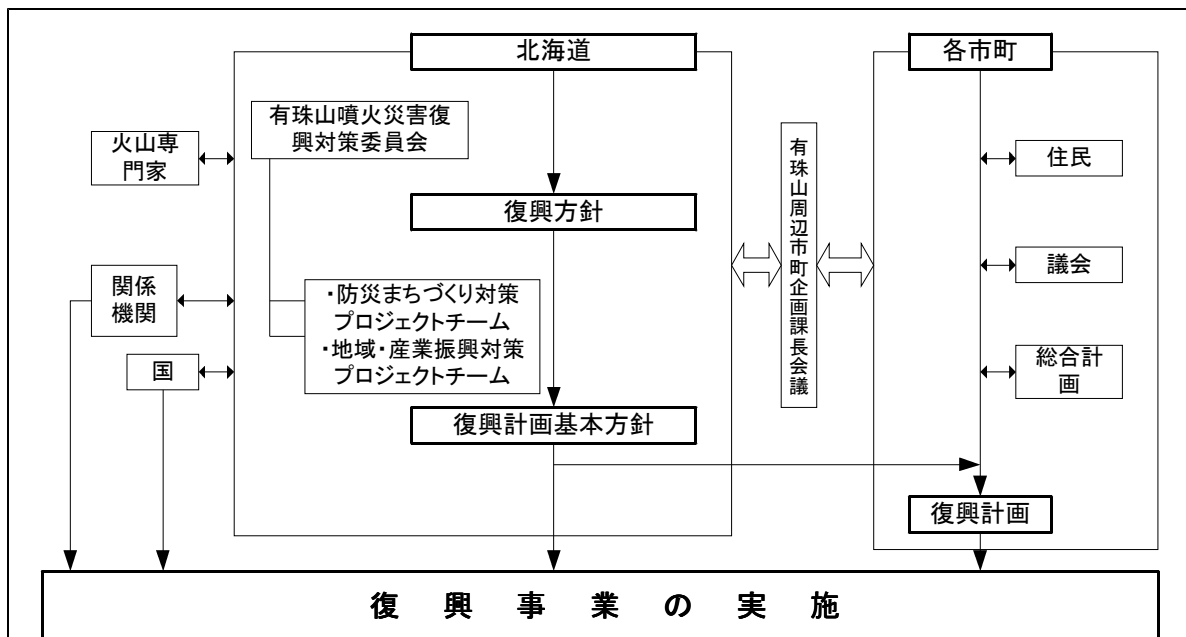
関係市町及び北海道は、被災の状況、火山噴火後の地形などの特性及び住民の意向などを考慮して、復興の基本的方向を定める。

2 災害復興方針

災害復興計画は、住民生活や観光産業、農水産業、商工業などが一刻も早く復興するために、将来の噴火に備え地域の振興と災害に強いまちづくりを目指すものである。

関係市町は、それぞれの市町において「災害復興計画」を策定するものとする。

災害復興にあたっては、関係市町が共通認識のもと災害復興を目指すために、北海道を中心として復興の方向性を示す「復興方針」及び復興の方向性と施策の概要を示す「復興計画基本方針」の策定について検討する。北海道による「復興方針」、「復興計画基本方針」が策定された場合はこれを踏まえるものとする。



- 復興方針：北海道が策定する復興計画基本方針の基礎となるもので、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町が策定する復興計画の方向性を示すもの（北海道が策定）
- 復興計画基本方針：北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すもので、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町が策定する復興計画の基本となるもの（北海道が策定）
- 復興計画：復興対策のための市町が策定する計画

<2000年噴火時の復興事業の実施フロー>

第4節 災害復興計画の策定

1 災害復興計画策定の体制

関係市町は、必要に応じ災害復興対策にかかる検討委員会を設置する。
委員会は、有識者、議員、住民代表、行政関係職員等で構成する。

2 災害復興計画の策定

関係市町は、検討委員会の意見をふまえ、具体的な災害復興計画を策定する。
災害復興計画では、地域復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についてまとめる。
なお、策定にあたっては、住民などの意見を十分聴取し、北海道との調整を図る。